2004年 4月 1日 規 程 第 27 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学非常勤職員就業規則(2004年規程第24号)第15条及び 国立大学法人愛知教育大学無期雇用非常勤職員就業規則(2019年規程第11号)第10条の規定に基づ き、非常勤職員及び無期雇用非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の給与に関する事項を定めることを 目的とする。

(給与の種類、支給日及び計算期間)

第2条 非常勤職員の給与の種類、支給日及び計算期間は、次の表に掲げるとおりとする。

職種	給 与 の 種 類	給与の支給日	給与の計算期間
講師 カウンセラー スクールカウンセラー ティーチング・アシスタント 学校医 学校歯科医 学校薬剤師	(1)時間給 (2)給与調整額	翌月の17日	一の月の初日から末日まで
セラピスト 特別研究員 教員就職特任指導員 医師(学校医を除 く。)	(1)時間給 (2)通勤手当、長期在宅手当、給与調 整額		
パートタイム職員	(1)時間給 (2)通勤手当、超過勤務手当、長期在 宅手当、給与調整額		
準職員	(1)日給 (2)住居手当、通勤手当、特殊勤務手 当、超過勤務手当、休日給、長期在宅 手当、給与調整額	翌月の17日	一の月の初日から末日まで
	期末手当、勤勉手当	6月30日及び1 2月10日	12月2日から6月1日まで 6月2日から12月1日まで

- 備考 1 給与の支給については、支給日が日曜日に当たるときは、その前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、その前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、その翌日に支給する。
 - 2 本表において、パートタイム職員とは、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員、臨時用務員、教育補助員、研究補佐員及びコーディネーターをいう。

(給与の決定)

- 第3条 非常勤職員の勤務1時間当りの給与(以下「時間給」という。)又は勤務1日当たりの給与(以下「日給」という。)は、次に掲げる金額とする。ただし、非常勤職員の希望により最低賃金に抵触しない限りで次に掲げる金額未満にすることができる。
 - 一 講師、特別研究員、教員就職特任指導員、医師(学校医を除く。)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、カウンセラー、スクールカウンセラー、セラピスト及びティーチング・アシスタントの時間給は次表のとおりとする。ただし、2004年3月31日から引き続き採用されている者、及び次表に定めのない者の時間給については、学長が別に定める。

職	種	区 分 等		単 価
講	師 大 学	学部・大学院等の講義	4 大卒後の経験年数 10年未満	4,000円

				// // // // // // // // // // // // //		10年以	5, 000円
				以上		20年	6, 400円
				<u> </u>			4,000円
		削除					,
		(1)下記(2)~(5)の区分	に該当	4 大卒後の経験年	数18年未満		3,000円
		する場合を除く		4 大卒後の経験年	数18年以上		3, 500円
	74E#	(2)養護担当・保育担当	 保育担当講師の業務を行う場合		2,000円		
	附属学 校	(3) AET (英語担当講師) の業務を行う場合		4,000円			
	12	(4) ティームティーチングによるウ	学習指導法	及び生活指導を行う	5場合		2, 200円
		(5) 特別支援を必要とする園児・児童・生徒への学習指導補助や活動支援等を行う場合		2, 200円			
特別研究	2員						2, 500円
教員就職 導員	锁特任指						3,000円
		教授相当					10, 000 円
	校医を除	准教授相当					8,000円
(。)		講師相当					7, 000円
		助教相当			6,000円		
		新大6卒後の経験年数	6年未満	j			2, 700円
学校医 学校歯科医		"	6年以上	<u> </u>	10年未満		3, 200円
		"	10年以.	Ŀ	15年未満		3, 700円
		"	15年以.	Ŀ			4, 300円
学校薬剤師		4 大卒後の経験年数	11年未	茜			1, 200円
		" 11年以上		1, 400円			
カウンセラー スクールカウンセラー		公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教員			5,000円		
		その他					3,500円
セラピス	スト						1, 200円
ティーチンク゛	・アシスタント						1,090円

二 準職員の日給は、その者を常勤として採用した場合に受けることとなる本給月額を基礎として、次の式により算出した額の範囲内の額とする。ただし、2004年3月31日から引き続き採用されている者、及び特定の研究計画又は研究経費の下に雇用する者の日給は学長が別に定める。

(本給月額 × 12) / (52 × 38.75) × (1日の所定の勤務時間)

三 パートタイム職員の時間給は次表のとおりとする。ただし、2005年3月31日から引き続き採用されている者、特定の研究計画、事業計画又は研究経費の下に雇用する者、及び学生であるパート職員の時間給は学長が別に定める。

職種	区分等	単価
----	-----	----

事務補佐員		1,090円
技術補佐員	栄養士	1, 200円
	看護師	1, 340円
	その他	1, 090円
技能補佐員		1, 140円
	給食調理員	1, 090円
臨時用務員	作業員	1,060円
	その他	1, 030円
教育補助員	教員免許状若しくは保育士資格を有する	1, 230円
秋月 1年初月	その他	1, 090円

2 前項により給与が決定された非常勤職員の勤務地の最低賃金額が改正された場合、改正後の最低賃金額が時間給(日給の場合、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除した額)の額を上回るときは、当該改正の効力が発生した日から、当該改正後の最低賃金額を適用するものとする。

(本給表の種類及び適用範囲)

第4条 前条による本給月額を決定するに際しては、愛知教育大学職員給与規程(2004年規程第12号。以下「給与規程」という。)及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条に規定する俸給表(医療職俸給表(一)に限る。)により計算すること。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第5条 準職員の勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第6条 期末手当及び勤勉手当は、給与規程第34条及び同第35条の規定を準用して得られた額の範囲内とする。

(端数計算)

第7条 第3条及び第5条の勤務1時間当たりの給与額、日給及びこれらをもとに超過勤務手当を算出する場合 おいて、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(超過勤務手当)

第8条 所定の勤務日に業務上の必要により法定の労働時間以外の時間に労働することを命じられた職員(準職員を除く)には、法定の労働時間以外の時間に労働した全時間に対して、勤務1時間につき、第3条及び第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その労働が深夜において行われた場合及び1か月について60時間を超えて時間外労働をさせた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。なお、準職員については給与規程第32条を適用する。

(給与規程の準用)

第9条 給与規程第3条、第5条、第6条、第28条、第29条、第31条、第32条第2項、第33条、第3 8条第5項及び第39条の規定は、準用する。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2005年規程第16号)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2006年規程第25号)

この規程は、2006年4月10日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則(2007年規程第21号)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2008年規程第37号)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2009年規程第35号)

この規程は、2009年6月23日から施行し、2009年6月1日から適用する。

附 則(2010年規程第68号)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2011年規程第35号)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2012年規程第39号)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2013年規程第24号)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則(2014年規程第13号)

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第3号に規定する教育補助員のうち、幼児の保育補助を行う場合として2014年3月31日 から引き続き採用されている者の時間給については、同項の規定にかかわらず、1,500円とする。

附 則(2014年規程第15号)

この規程は、2014年5月13日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則(2015年規程第10号)

この規程は、2015年2月24日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則(2016年規程第36号)

この規程は、2016年7月12日から施行する。

附 則(2016年規程第43号)

この規程は、2016年9月26日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則(2018年規程第41号)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則(2018年規程第47号)

この規程は、2018年4月24日から施行する。

附 則(2019年規程第15号)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2020年規程第29号)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則(2021年規程第29号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則(2021年規程第53号)

この規程は、2021年11月24日から施行し、2021年10月1日から適用する。

附 則(2022年規程第68号)

この規程は、2022年12月1日から施行する。

附 則(2023年規程第29号)

この規程は、2023年12月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の第2条及び第9条は、2024年4月1日から施行する。